

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○平成三年宮城県告示第千二百三十四号(銃猟禁止区域の設定)の一部改正	一	(自然保護課)
正		
○平成六年宮城県告示第千二百二十二号(鳥獣保護区の設定)の一部改正	一	(同)
○平成六年宮城県告示第千二百二十四号(銃猟禁止区域の設定)の一部改正	二	(同)
○平成十五年宮城県告示第千十六号(指定猟法禁止区域の指定)の一部改正	三	(同)
正		
○県営土地改良事業換地計画の縦覧	三	(農村整備課)
○県営土地改良事業の換地処分	三	(同)
○保安施設地区の指定に関する通知内容の掲示	三	(森林整備課)
○道路の区域決定	四	(道路課)
○道路の区域変更	五	(同)
○土地改良区役員の就任の届出	五	(大河原地方振興事務所)
公 告		
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更	五	(障害福祉課)
○仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地画整理事業の換地処分	六	(都市計画課)
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	六	(契約課)
選挙管理委員会		
○不在者投票を管理すべき施設の指定等	六	
正 誤		
○宮城県公報第二五六二号(平成二十六年六月三日付け)中	六	

告 示

○宮城県告示第八百六十五号

平成三年宮城県告示第千二百三十四号(銃猟禁止区域の設定)の一部を次のように改正し、平成二十六年十一月一日から施行する。

平成二十六年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号中2を次のように改める。

2 区域

名取市愛島地内標高百八十三メートルの山頂から西滝沢に至る歩道と市道箕輪二ツ森線の交点を起点とし、同所から市道箕輪二ツ森線を南西進し、同市道の終点に至り、同所から高館川上に至る山道を西及び北に進み、高館川上と愛島笠島の大字境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西進し、標高百九十五メートルの山に至る山道との交点に至り、同所から同山道を北進し、樽水から滝沢に至る歩道との交点に至り、同所から同歩道を北東進し、標高百八十三メートルの山頂に至り、同所から愛島塩手字西滝沢に至る歩道を南東及び北東、南に進み、市道塩手滝沢線との交点に至り、同所から同市道を西及び南東に進み、起点に至る線で囲まれた区域

2 区域

名取市愛島笠島地内市道笠島中道線と市道上平宮脇線との交点を起点とし、同所から市道上平宮脇線を南進し、県道仙台岩沼線との交点に至り、同所から同県道を南進し、名取市と岩沼市との境界線に至り、同所から同境界線を北西進し、名取市愛島北目と愛島台との大字境界線に至り、同所から同境界線を北東進し、名取市愛島笠島と愛島台との大字境界線に至り、同所から同境界線を東進し、市道笠島川中道線との交点に至り、同所から同市道を東進し、起点に至る線で囲まれた区域

○宮城県告示第八百六十六号

平成六年宮城県告示第千二百二十二号(鳥獣保護区の設定)の一部を次のように改正し、平成二十六年十一月一日から施行する。

平成二十六年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号中3を次のように改める。

3 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成四十六年十月三十一日まで（二十年間）
 第二号中2及び3を次のように改める。

2 区域

栗原市築館業師二丁目地内市道平和通線と市道築館通線との交点を起点とし、市道築館通線を南進し、市道沢入留場線との交点に至り、同所から同市道を南進し、市道打越金華山線との交点に至り、同所から同市道を東進し、国道四号線との交点に至り、同所から同国道を北進し、市道打越金華山線との交点に至り、同市道を東進し、県道河南築館線との交点に至り、同所から同県道を南進し、荒川左岸との交点に至り、同所から同川を南西進し、国道四号線との交点に至り、同所から同国道を南進し、市道新八ツ沢神田線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、市道照越線との交点に至り、同所から同市道を西進し、農道高森上ノ沢線との交点に至り、同所から同農道を北進し、市道築館南沢線との交点に至り、同所から同市道を北東進し、市道平和通線との交点に至り、同所から同市道を東進し、起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成四十六年十月三十一日まで（二十年間）

○宮城県告示第八百六十七号

平成六年宮城県告示第千二百二十四号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成二十六年十一月一日から施行する。

平成二十六年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号中1及び3を次のように改める。

1 名称

名取特定猟具使用禁止区域（銃）

3 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成四十六年十月三十一日まで（二十年間）

第二号を次のように改める。

二

1 名称

仙台特定猟具使用禁止区域（銃）

2 区域

仙台市宮城野区福田町地内国道四十五号線福田橋と県道仙台亘理自転車道線との交点を起点とし、同所から同県道を南東進し、市道高砂小田切線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、

鍛冶谷地連絡水路との交点に至り、同所から同水路を南西進し、高砂南部排水機場排水路との交点に至り、同所から同排水路を南東進し、高砂南部排水機場に至り、同排水機場に接する県道仙台亘理自転車道線を南西進し、市道高砂堀切線との交点に至り、同所から同市道を北西進し、県道塩釜亘理線との交点に至り、同所から同県道を南西進し、名取川左岸との交点に至り、同所から同川左岸及び広瀬川左岸を北西進し、国道四号バイパス千代大橋との交点に至り、同所から同国道を北東及び北に進み、国道四十五号との交点に至り、同所から同国道を東進し、起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成四十六年十月三十一日まで（二十年間）

第四号中1及び3を次のように改める。

1 名称

西向特定猟具使用禁止区域（銃）

3 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成四十六年十月三十一日まで（二十年間）

第五号及び第六号を次のように改める。

五

1 名称

大郷大谷特定猟具使用禁止区域（銃）

2 区域

大郷町新関地内県道大和松島線と町道川内板谷線との交点を起点とし、同所から同町道を南西進し、県有林第二十九林班と第三十林班との境界線にある作業道に至り、同所から同作業道を北東進し、大郷牧場跡地と民有地の境界線（木柵）との交点に至り、同所から同境界線（木柵）を北進し、農道東成田三倉線との交点に至り、同所から同農場を北西進し、県道利府松山線との交点に至り、同所から同県道を北及び北東に進み、県道大和松島線との交点に至り、同所から同県道を南東進し、起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成四十六年十月三十一日まで（二十年間）

六

1 名称

高崎山特定猟具使用禁止区域（銃）

2 区域

牡鹿郡女川町高白浜地内県道女川牡鹿線と町道高白有料道路線との交点を起点とし、同所から同町道を南西及び北西に進み、県道牡鹿半島公園線との交点に至り、同所から同県道を北西進し民有林三十三林班と二十三林班との交点に至り、同所から同境界線を北西進し二十三林班と三十二林班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西進し二十八林班と三十一林班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し二十八林班と三十一林班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西及び北に進み二十八林班と二十九林班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西及び北に進み二十九林班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西進し二十九林班と三十林班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西進し町道蓬田針浜線との交点に至り、同所から同町道を北西進し町道浦宿猪落線に通じる私道との交点に至り、同所から同私道を西進し町道浦宿猪落線との交点に至り、同所から同町道を北西進し国道三百九十八号との交点に至り、同所から同国道を東進し県道女川牡鹿線との交点に至り、同所から同県道を南及び東に進み小乗浜南防波堤に通じる道路との交点に至り、同所から同道路を南東及び東に進み海岸線に至り、同所から同海岸線を南東及び南西に進み町道高白六号線との交点に至り、同所から同町道を南西進し町道高白四号線との交点に至り、同所から同町道を西進し県道女川牡鹿線との交点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成四十六年十月三十一日まで（二十年間）

○宮城県告示第八百六十八号

平成十五年宮城県告示第十十六号（指定猟法禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十六年十一月一日から施行する。

平成二十六年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

牡鹿半島指定猟法禁止区域の項第三号を次のように改める。

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで（一年間）

○宮城県告示第八百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業田2期地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができ、また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十六年十一月五日から平成二十六年十二月三日まで

三 縦覧場所

蔵王町役場

○宮城県告示第八百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十六年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

米谷地区

二 処分の年月日

平成二十六年十月二十二日

○宮城県告示第八百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十条の規定により、次のように保安施設地区の指定をする予定である旨、平成二十六年九月一日付け森整第三百五十八号で関係者あて通知したところ、次の者は、所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を仙台市役所に掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十六年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安施設地区の所在場所

1 次に掲げる土地に存する標柱二号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱二号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域

仙台市宮城野区岡田字砂原一の五三から一の五五まで

2 次に掲げる土地に存する標柱一〇号から標柱一三号までを順次結んだ線及び標柱一〇号と標柱一三号を結んだ線に囲まれた区域

仙台市宮城野区岡田字砂原一の四四、一の四七

3 次に掲げる土地に存する標柱一四号から標柱一七号までを順次結んだ線及び標柱一四号と標柱一七号を結んだ線に囲まれた区域

仙台市宮城野区岡田字砂原一の三四、一の三七、一の三八、一の四〇

4 次に掲げる土地に存する標柱二三号から標柱二六号までを順次結んだ線及び標柱二三号と標柱二六号を結んだ線に囲まれた区域

仙台市宮城野区岡田字砂原一の二五

5 次に掲げる土地に存する標柱二七号から標柱三〇号までを順次結んだ線及び標柱二七号と標柱三〇号を結んだ線に囲まれた区域

仙台市宮城野区岡田字砂原一の一八

6 次に掲げる土地に存する標柱三二号から標柱三七号までを順次結んだ線及び標柱三二号と標柱三七号を結んだ線に囲まれた区域

仙台市宮城野区岡田字砂原一の二〇

7 次に掲げる土地に存する標柱四四号から標柱四七号までを順次結んだ線及び標柱四四号と標柱四七号を結んだ線に囲まれた区域

仙台市宮城野区岡田字砂原一の五六、一の八五

8 次に掲げる土地に存する標柱四八号から標柱五一号までを順次結んだ線及び標柱四八号と標柱五一号を結んだ線に囲まれた区域

仙台市宮城野区岡田字砂原一の五七

9 次に掲げる土地に存する標柱五四号から標柱五七号までを順次結んだ線及び標柱五四号と標柱五七号を結んだ線に囲まれた区域

仙台市宮城野区岡田字砂原一の八六

二 所在が不明である者の住所氏名

- 仙台市東三番丁一五八番地 中村 善一郎
- 仙台市東三番丁一五八番地 中村 玲子
- 仙台市東三番丁一五八番地 中村 廣一

仙台市東三番丁一五八番地 中村 陽子
仙台市名掛丁二四番地の一 南 進

東京都品川区東大井一丁目二番二〇号 嶋崎 忠彦

茨城県水戸市笠原町一三六一番地の三 黒田 哲弥

茨城県水戸市末広町三丁目七番六号 黒田 みよ子

茨城県水戸市笠原町一三六一番地の三 黒田 征彌

仙台市茂庭字折立北一〇番地の四 佐藤 さだ

仙台市茂市ヶ坂一 須知 ヨシ子

仙台市北一番丁三二番地の四二 都築 京子

栗原郡築館町字南小山八番地 只野 文男

栗原郡築館町字屋敷一五八番地の八 鈴木 米枝

牡鹿郡牡鹿町字鮎川大町二番地 武田 とも子

仙台市荒巻神明町一七番一八号 三浦 とく子

石巻市新栄一丁目一 武田 千春

仙台市宮城野一丁目六一号 加藤 明次

三 通知の内容
一の森林について、平成二十六年八月二十九日宮城県告示第七百三十四号で告示したとおり保安施設地区に指定する予定である。

○宮城県告示第八百七十二号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十六年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 清水浜志津川港線
- 三 道路の区域

区	敷地の幅員 (メートル)
間	敷地の延長 (メートル)

本吉郡南三陸町志津川字本浜町一二七番地先から
同郡同町志津川字十日町七〇番地先まで

一六・〇、
二二三・二

二六七・〇

○宮城県告示第八百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
石巻市北上町十三浜字浪田六二番二地先から	石巻市北上町十三浜字浪田六一番二地先まで	前	後	五二・〇、 八六・〇	三六・七
		前	後	五二・〇、 八五・五	三六・七

○宮城県告示第八百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、蔵王町土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

平成二十六年十月三十一日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 高 橋 総一郎

就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十六年十月十五日	樋口 喜久雄	刈田郡蔵王町大字平沢字宮ケ内下九番地一	理事

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十六年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 病院及び診療所

変更前	名称	所在地
大崎市民病院	大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二一三ー十
変更後		大崎市古川穂波三丁目八一ー一

二 薬局

変更前	名称	所在地
仙台調剤薬局 大崎店	仙台調剤薬局 大崎店	大崎市古川西館三丁目二十九
変更後		大崎市古川西館三丁目七ー六
変更前	ヨネキ薬局市立病院前店	大崎市古川千手寺町一七ー二十四
変更後	ヨネキ薬局穂波店	大崎市古川穂波六丁目一ー三ー二
変更前	佐々木薬局市民病院前	大崎市古川千手寺町一七ー二十五
変更後		大崎市古川穂波二丁目十七ー三十七

三 訪問看護事業者等

変更前	名称	所在地
あおい訪問看護ステーション 富谷	あおい訪問看護ステーション 富谷	黒川郡富谷町東向陽台三一二十八ー二
変更後	公益社団法人 宮城県看	黒川郡富谷町富谷字一枚沖十

変更前	護協会角田・柴田地域訪問看護ステーション
変更後	公益社団法人 宮城県看護協会柴田・角田地域訪問看護ステーション

柴田郡大河原町字新南三十四ー五

○土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定により、仙塩広域都市計画事業仙台港背後地区区画整理事業について換地処分があったので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十六年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 液体クロマトグラフ／タンデム四重極／イオントラップハイブリット型質量分析計 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年十月二十二日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社シバインテック 宮城県仙台市若林区卸町二丁目十一番三号

五 落札金額 三千五百六十四万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十六年九月九日

選挙管理委員会

○宮選管告示第百十五号
宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十六年十月三十一日

宮城県選挙管理委員会
委員長 菊 地 光 輝

正 誤

この告示は、平成二十六年十月三十一日から施行する。

附 則

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示
宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。
別表第二特別養護老人ホーム一重の里の項の次に次のように加える。
特定施設第三白東苑
同 市太白区袋原四丁目三五番三五号

○宮城県公報第二五六二号（平成二十六年六月三日付け）中

ページ	段	行	正	誤
三	下	後ろから一三	巨理郡巨理町逢隈神宮寺字中道七番三及び十七番五の一部並びに同字一郷百五十七番二の一部（第一工区）	巨理郡巨理町逢隈神宮寺字中道七番一、七番三及び十七番五並びに同字一郷百五十三番、百五十四番及び百五十七番二（第一工区）